

平成 30 年司法試験商法書き直し答案

第 1 設問 1

1 (1) 本件における D の請求は、会社法（以下、法名略。）433 条 1 項に基づく請求であると考えられる。そこで、まず D の請求が 433 条 1 項の要件を満たすかを検討する。

(2) ア D は、甲社の直近 3 期分の総勘定元帳及びその補助簿のうち、仕入取引に関する部分の閲覧請求をしている。総勘定元帳及びその補助簿は、計算書類及びその附属明細書の作成の基礎となる帳簿であるから、433 条 1 項の「会計帳簿」に当たる（会社計算規則 59 条 3 項参照）。

イ 甲社の発行済株式総数は 1000 株である。そして、D はその 5 分の 1 に当たる 200 株を有しているから、433 条 1 項の「発行済株式の百分の三以上の数の株式を有する株主」に当たる。

ウ 請求者は、「請求の理由を明らかにし」なければならない（433 条 1 項柱書後段）。この請求理由は、閲覧を求める理由及び閲覧させるべき会計帳簿・資料の範囲を会社が判断できるように、閲覧目的等を具体的に示す必要があると解する。D は、甲社の取締役 A が仕入先からリベートを受け取っている疑いがあるため、A の取締役としての損害賠償責任（423 条 1 項）の有無を検討するために閲覧が必要であるという具体的な請求理由を示しているから、「請求の理由を明らかにし」たといえる。

エ また、433 条 1 項の請求は、「営業時間内」にしなければならない。D は、甲社の営業時間内に A と面会して閲覧請求をしているから、この要件も満たす。

(3) 以上より、D の請求は 433 条 1 項の要件を満たし、適法である。

2 (1) 次に、甲社の立場において考えられる主張及びその当否について検討する。甲社としては、D の請求が 433 条 1 項の要件を満たすとしても、同条 2 項 1 号または 3 号の拒絶事由に該当すると主張すると考えられる。

(2) 433 条 2 項 1 号

ア D は、1 (2) ウで述べた通り、A の取締役としての損害賠償責任（423 条 1 項）の有無を検討するために閲覧請求をしているから、形式的には当該責任を追及する株主代表訴訟（847 条 1 項）の提起という株主権の行使に関する調査の目的であるといえる。

イ しかし、D が A に対し、自分は甲社に対して興味を失っており、A がリベートを受け取っているかどうかなどは本当はどうでもよいと述べた上で、A に D 保有株式の買取りを求めていることからすれば、D の閲覧請求は、実質的には「権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」で行われたものといえる。

ウ よって、433 条 2 項 1 号の拒絶事由に該当するという甲社の主張は正当である。

(3) 433 条 2 項 3 号

ア 本件において、D は乙社の発行済株式の全部を有しており、乙社の経営に現時点では関与していないものの、既に甲社を見限っており、自己が保有する甲社株式を手放した後は、D の子である F が経営する乙社のために、本件閲覧によって得た情報を用いる可能性がある。したがって、D は乙社の「事業を営み、又はこれに従事するものである」といえる。なぜなら、433 条 2 項 3 号の趣旨は、競業者により会社の秘密が利用され、会社に被害が生じることを未然に防ぐことにあるところ、将来的に情報が利用された場合でも、会社に被害が生じるからである。

イ アで述べた 433 条 2 項 3 号の趣旨からすれば、現在は競争関係になくとも、将来的に競争関係が生じる可能性があり、情報の利用による会社の被害が相当な蓋然性をもって想定される場合には、「実質的に競争関係にある」といえると解すべきである。本件では、甲社と乙社はいずれもハンバーガーショップを営んでいることから、形式上は競争関係に立つといえる。しかし、甲社は関東地方の P 県に、乙社は近畿地方の Q 県に各々出店しており、現時点では、実質的な競争関係にはない。また、甲社は Q 県に出店する予定はなく、乙社も関東地方に具体的な出店予定はないことから、将来的に競争関係に立ち、甲社の被害が相当な蓋然性をもって想定されるともいえない。したがって、甲社と乙社の事業が「実質的に競争関係にある」とはいえない。

ウ よって、433 条 2 項 3 号の拒絶事由に該当するという甲社の主張は不当である。

第 2 設問 2

1 小問 (1)

(1) C は、甲社の株式を 250 株有しているから、「株主」(831 条 1 項柱書)に当たる。また、本件決議 1 と 2 は、平成 27 年 3 月 25 日になされ、C は、その日から「3 箇月以内」(831 条 1 項柱書)である同年 4 月 15 日に両決議の取消しの訴えを提起している。したがって、C の訴えは適法に提起されたといえる。

(2) 本件決議 1

ア 利益供与の有無

(ア) A は、D による議決権行使を回避する目的で、D 保有甲社株式を友人 G に買い取らせた際に、その買取資金の借入金債務を無償で甲社に連帯保証させた(以下、「本件連帯保証」という。)。そこで、C としては、本件連帯保証は、120 条 1 項に違反すると主張すると考えられる。では、本件連帯保証は、G に対する「財産上の利益の供与」に当たるか。

(イ) 120 条 1 項は、「何人に対しても」と規定しているので、甲社株主ではない G に対する財産上の利益の供与も 120 条 1 項の対象となる。G は、本件連帯保証によって、800 万円の借金について、甲社に連帯保証してもらうという利益を得ている。そして、本件連帯保証は、本来であれば 60 万円以上の対価の支払いを要するものであるにもかかわらず、無償でなされている。したがって、甲社は、G に財産上の利益を供与したといえる。

(ウ) では、「会社又は子会社の計算において」財産上の利益を供与したといえるか。「会社又は子会社の計算において」とは、会社または子会社に経済的效果が帰属することをいう。本件連帯保証の経済的效果は甲社に帰属する。したがって、甲社は、「会社又は子会社の計算において」財産上の利益を供与したといえる。

(エ) では、「株主の権利……の行使に関し」利益を供与したといえるか。本件連帯保証は、DG 間の甲社株式の譲渡を成立させるためになされたものである。このような株式の譲渡は株主たる地位の移転であり、それ自体は株主の権利の行使とはいえない。しかし、120 条 1 項の趣旨は、株主権の行使を経営陣に都合の良いように操作する目的で会社財産が浪費されることを防止し、会社経営の公正性・健全性を確保することにある。このような趣旨に鑑みれば、会社から見て好ましくない株主が株主権を行使することを回避する目的で、当該株主から株式を譲り受けるための対価を何人かに供与する行為は、「株主の権利……の行使に関し」利益を供与する行為に当たると解すべきである。A が甲社に本件連帯保証をさせたのは、C を取締役から解任する旨の議案に D が反対していたことから、D の議決権行使を阻むためである。したがって、甲社は、「株主の権利……の行使に関し」利益を供与したといえる。

(オ) よって、本件連帯保証は、120 条 1 項が禁止する利益供与に当たるといふ C の主張は正当である。

イ 決議方法の法令違反

(ア) 本件決議 1 は、アで述べた違法な利益供与の影響を受けて D が議決権の行使に関する一切の事項を委任する旨の委任状を A に交付し、D の代理人として A が D の議決権を行使して可決されたものである。したがって、本件決議 1 は、120 条 1 項に違反する利益供与の影響を受けた議決権の行使によって可決されたものといえるから、「決議の方法が法令……に違反」(831 条 1 項 1 号)したものといえる。

(イ) また、本件決議 1 の瑕疵は、議決権の行使という株主権の最も重要なものに関する重大な瑕疵であるといえる。なぜなら、D の議決権が発行済株式総数の 5 分の 1 を占めていたことから、当該瑕疵がなければ、本件決議 1 は否決されていた可能性が高いからである。したがって、裁量棄却 (831 条 2 項) も

できない。

(ウ) よって、本件決議 1 は、決議方法が法令に違反したものであり、取り消されるべきであるという C の主張は正当である。

(3) 本件決議 2

ア 議長の議事整理権限の濫用

(ア) 議長 A は、株主 C による議案の提案理由の説明を制止した。そこで、C としては、A の行為は、C の議案提案権 (304 条本文) の実質的侵害に当たるから、議事整理権限 (315 条 1 項) の濫用であると主張すると考えられる。

(イ) A が C の説明を制止したのは、C の説明は議案と関連がないという理由による。しかし、A を取締役から解任する旨の議案の是非を判断する際に、A が不正なリベートを受け取っていたという事実の説明が、議案と関連性を有するのは明らかである。そうすると、A が C の説明を制止した真の理由は、自らの解任を避けるためであったと考えられる。したがって、A の制止行為は相当な範囲の議事整理権限の行使とはいえず、権限の濫用に当たる。

(ウ) よって、本件決議 2 の決議の方法には議事整理権限の濫用という瑕疵があるという C の主張は正当である。

イ 否決決議の取消し

(ア) もっとも、決議方法に瑕疵があるとしても、否決決議の取消しの訴えは不適法なものとして却下されると解する。なぜなら、株主総会決議取消しの訴えは、決議によって新たな法律関係が生じることを前提としている (828 条以下) ところ、否決決議によって新たな法律関係が生じることはないからである。

(イ) 本件決議 2 は、C の提案した議案を否決したものであるから、これの取消しの訴えは、不適法として却下される。よって、本件決議 2 は取り消されるべきであるという C の主張は不当である。

2 小問 (2)

(1) C は、甲社株主として A と G に対し、責任追及等の訴え (847 条 1 項) を提起している。甲社は、非公開会社であるから、株式継続保有の要件は不要である (同条 2 項)。また、本件では、期間の経過によって会社に回復することができない損害が生じるおそれ (同条 5 項) もない。したがって、甲社株主の C は、まず甲社に対し、責任追及の訴えの提起を請求し (同条 1 項)、甲社が 60 日以内に訴えを提起しない場合には、自ら責任追及の訴えを提起することができる (同条 3 項)。

(2) A の責任

ア 利益供与に関与した取締役の責任

(ア) C としては、本件連帯保証について、A は 120 条 1 項の責任を負うと主張すると考えられる。A は、甲社の代表取締役として本件連帯保証をしてい

るから、「利益の供与に関する職務を行った取締役」(会社法施行規則 21 条 1 号)に当たる。そして、本件連帯保証は、本来 60 万円を下らない保証料を支払うべきものであるにもかかわらず、A は無償で行っているから、G に供与した利益に相当する価額は、少なくとも 60 万円であるといえる。また、A は「利益供与をした」に当たるから、職務を怠らなかったことを証明しても責任を免れることはできない(120 条 4 項ただし書かっこ書)。

(イ) よって、A は、120 条 4 項及び会社法施行規則 21 条 1 号に基づき、甲社に対して少なくとも 60 万円を支払う義務を負うから、C の責任追及等の訴え(847 条 1 項)は正当である。

イ 任務懈怠に基づく取締役の責任

(ア) A が代表取締役として行った本件連帯保証は、120 条 1 項に違反し、任務懈怠に当たる(355 条、423 条 1 項)。そして、甲社は、本件連帯保証債務の履行として丙銀行に 800 万円の弁済をしているから、甲社に 800 万円の損害が生じ、任務懈怠との間に相当因果関係も認められる。

(イ) よって、A は、423 条 1 項に基づき、甲社に 800 万円を支払う義務を負うから、C の責任追及等の訴え(847 条 1 項)は正当である。

(3) G の責任

ア C としては、本件連帯保証について、G は 120 条 3 項の責任を負うと主張すると考えられる。G は、本件連帯保証により、少なくとも 60 万円以上の利益を受けているから、「利益の供与を受けた者」に該当する。

イ よって、G は、120 条 3 項に基づき、甲社に対して少なくとも 60 万円を支払う義務を負うから、C の責任追及等の訴え(847 条 1 項)は正当である。

第 3 設問 3

1 174 条及び甲社定款 9 条違反

(1) 甲社定款 9 条は 174 条に基づく適法なものである。そして、本件請求(176 条)は、株主総会の特別決議(175 条 1 項・2 項、309 条 2 項 3 号。以下、「本件決議」という。)を経て行われており、適法な手続を履践している。

(2) もっとも、174 条の趣旨は、株式の一般承継人は、必ずしも会社にとって好ましい者であるとは限らないため、会社に株式の売渡請求を認め、会社にとって好ましくない者が株主になることを防止する点にあることから、支配権維持のため、特定の株主を排除する目的で売渡請求をすることは、174 条に違反すると解すべきである。

(3) B は、相続前から甲社の株主であった。また、A が取締役を退任した後は、C も取締役を退任して、B が代表取締役に就任する旨の合意があったにもかかわらず、C は、総株主の議決権の過半数を確保する限度である 401 株についてのみ本件請求をしていることから、本件請求は、C が甲社の支配権を維持するた

め、Bを排除する目的でなされたものといえる。

(4) よって、Bとしては、本件決議は174条及び甲社定款9条に違反し、決議内容の法令違反(830条2項)かつ定款違反(831条1項2号)に当たるから、無効または取り消されるべきであると主張すると考えられ、この主張は正当である。

2 特別利害関係人

(1) また、A死亡時点で、甲社株主はBとCのみであるところ、本件決議の可決により、Cは甲社の総株主の議決権の過半数を得て支配株主となる一方、逆にBは支配株主になれたはずがなれなくなる。そうすると、Cは他の株主と共通しない利害を有するといえ、特別利害関係人(831条1項3号)に当たる。そして、Bは175条2項により議決権を行使できず、本件決議はCの賛成によって確実に成立し、その結果、支配株主の地位がBとCとの間で逆転することから、特別利害関係人Cの議決権行使により、著しく不当な決議がされた(831条1項3号)といえる。

(2) よって、Bとしては、本件決議は、831条1項3号に当たるから、取り消されるべきである主張すると考えられ、この主張は正当である。

以上